

島根県内の中小事業者 個人事業主の皆さまへ

ガソリン代に物価高...
経費の見直しは
商工会に
お任せください!!



団体割引
32.5%
適用!



自動車共済の団体割引が ご利用いただけます!

団体割引32.5%は会員と従業員、及び同居の
ご家族の皆さまのお車に使える割引です。

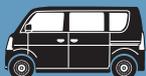
(注) 団体割引率32.5%は令和5年10月1日から令和6年9月30日までを共済期間の初日とする共済契約に適用されます。割引率は団体のご契約台数と損害率により毎年見直され、変動する場合があります。団体割引適用には条件があります、詳しくは商工会にお問い合わせください。

年間 共済掛金の一例（当組合比）

お見積りは
お気軽に!

〈法人のご契約者〉 令和5年式 S700V

ダイハツ ハイゼット



一般の共済契約

80,280円



団体割引
32.5%
適用後

示談交渉
サービス付

55,640円

●共済掛金算出条件:

【共済金額】対人賠償共済:(1名)無制限、対物賠償共済:(1事故)無制限(免責金額:自己負担額0万円)・対物超過修理費用特約、人身傷害共済:(1名)5,000万円(ご契約車搭乗中のみ補償)・入院定額給付金、車両共済:一般車両(1事故)140万円(免責金額:自己負担額0-10万円)、ロードアシスタンス特約、被害者救済費用特約、弁護士費用特約

【契約条件】運転者年齢条件適用せず、年間共済掛金一括払

【割引・割増】ノンフリート等級:10等級-事故有期間0年(46%割引)

〈個人のご契約者〉 令和5年式 MXP10

トヨタ ヤリス



一般の共済契約

71,240円



団体割引
32.5%
適用後

示談交渉
サービス付

48,760円

●共済掛金算出条件:

【共済金額】対人賠償共済:(1名)無制限、対物賠償共済:(1事故)無制限(免責金額:自己負担額0万円)・対物超過修理費用特約、人身傷害共済:(1名)5,000万円(車外事故特約)・入院定額給付金対象外特約、車両共済:一般車両(1事故)230万円(免責金額:自己負担額0-10万円)、ロードアシスタンス特約、被害者救済費用特約、弁護士費用特約

【契約条件】運転者年齢条件35才以上補償(記名被共済者45才)、年間共済掛金一括払 【割引・割増】ノンフリート等級:20等級-事故有期間0年(63%割引)、新車割引、エコカー割引

掛金算出日 令和5年8月 現在

自動車共済にはお得な 各種割引・フリート契約があります!

お車の用途車種や装備、使用の条件等により共済掛金を割り引く制度があります。



新車割引

エコカー
割引

福祉車両
割引

フリート
契約

団体割引
*10%

フリート多数
割引 *10%

ノンフリート
多数割引*5%

包括方式

個別方式

* 団体割引・フリート多数割引・ノンフリート多数割引は併用できません。

※団体割引につきましては裏面をご覧ください。

西日本自動車共済

全国自動車共済協同組合連合会指導のもと
全国5組合が普及に努めている自動車共済で
す。事業地域外の事故対応も地元組合の協力
支援を受けて行います。西日本自動車共済協
同組合は近畿以西を事業地域としています。

●北海道自動車共済協同組合

●東北自動車共済協同組合

●中部自動車共済協同組合

●関東自動車共済協同組合

●西日本自動車共済協同組合(近畿・中国・四国・九州・沖縄)

ご住所	〒 ー	
事業所名	ご担当者名	
ご連絡先	所属商工会	
ご要望について 該当項目に✓を つけてください。	<input type="checkbox"/> 資料がほしい <input type="checkbox"/> 詳しい説明が聞きたい 掛金・補償内容・その他() <input type="checkbox"/> 自動車共済の見積もりが欲しい 直近の満期日(令和 年 月 日) ※見積もりをご希望の際は現在の保険証券を合わせてご送付ください。 その他質問がありましたらご記入ください []	



上記項目をご記入の上、商工会へFAXまたはお電話にて お気軽にお問い合わせください!

●個人情報の取り扱いについて ご記入いただいた個人情報につきましては、自動車共済のお見積りに関する
ご案内以外には使用いたしません。また、お見積り依頼者様の同意なしに業務委託先以外の第三者に開示・提供す
ることはございません。(法令等により開示を求められた場合を除きます)

●本チラシは集団団体の概要及び各種割引の概要を記載したものです。●集団団体のお取扱方法および各共済・特約の補償内容および共済金をお支払いできない場合、割引等の詳細については自動車共済のパンフレットまたは「自動車共済ご契約のしおり」をご覧ください。●ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。●取扱代理所は西日本自動車共済協同組合との委託契約に基づき共済契約の締結・共済掛金の領収等の代理業務を行っております。取扱代理所と締結され有効に成立した共済契約は西日本自動車共済協同組合と直接契約されたものとなります。●自動車共済にはじめてご加入の際には、ご契約のお車の台数に関係なく、共済掛金とは別に共済掛金(1口1,000円)または員外利用料が必要となります。

引受組合



西日本自動車共済協同組合

取扱代理所

安来市商工会

(島根県支部) 松江市西津田5-1-7 TEL 0852-26-7792

(本部) 福岡市博多区東比恵 2-15-25 TEL092-441-5901(代表)

TEL 0854-32-2155 FAX 0854-32-2396

〒692-0404 安来市広瀬町広瀬753-40

承認番号 NJ720.2309.0092.240930